

令和4年度 認定こども園入園児募集のお知らせ

令和4年4月から木古内保育園が移行する「きこない認定こども園」は、3歳以上の児童と保育を必要とする3歳未満の児童が利用できる施設です。

保護者が「保育を必要とする事由」に該当する児童は、役場町民課までお申し込みいただき、該当しない3歳以上の児童は、木古内保育園に直接お申し込みください。

なお、定員を超過した場合は、入園を待機していただく場合があります。

■保育を必要とする事由

1. 就労（月48時間以上）
2. 出産予定（前後8週）
3. 保護者が疾病・障害
4. 親族の介護・看護
5. 災害復旧
6. 求職活動
7. 就学
8. 虐待やDV
9. 育児休業取得時に既に保育を利用して継続利用の必要があるとき
10. その他保育を必要とすると認められるとき

■必要書類について

- ・新規申し込みの場合（廃園に伴う転園を含みます。）
申請書及びその他の添付書類を役場町民課窓口にて用意しています。
- ・継続入園の場合
ご自宅に現況届と今年度に基づく添付書類をお送りします。

■添付書類について

- ・就 労 事 由 「就労証明書」または「自営業申立書（営業所得の方）」。就労証明書は事業所の利便性を考慮し、国が示す標準的な様式に準拠していますので、町で配布する様式以外をご使用いただいても構いません。
- ・妊娠・出産事由 母子手帳の写し及び出産予定日が分かる書類
- ・疾病・障害事由 「疾病・障害に関する申立書」及び通院頻度や障害の程度が分かる書類
- ・介護・看護事由 「介護・看護に関する申立書」及び、疾病名や要介護度が分かる書類
- ・災害復旧事由 「就労証明書」において、備考欄にその旨記載
- ・求職活動事由 「求職活動申立書」及び求職活動支援機関等利用証明書または就職面接の実施が分かる書類等
- ・就 学 事 由 「在学申立書」及び学生証または在学証明書
- ・虐待、DV事由 町に住民基本台帳事務における支援措置申出書を提出されている方及び児童相談所等から通知があった方で添付書類は不要
- ・育児休業事由 「就労証明書」において、育児休業の欄に記載

■受付期間とお問い合わせ

- 申込受付期間：1月11日（火）～2月4日（金）
- お問い合わせ：町民課住民グループ（福祉・年金担当） ☎01392-2-3131

きこない認定こども園（私立）

定員 55名 開園時間 7:30～18:30

お問い合わせ

木古内保育園 ☎01392-2-2793

ごみの分別にご協力ください ～衣類編～

木古内町では、ご家庭から出る古着・古布について、繊維リサイクルによるごみの軽減、自然環境の保護のため、役場、中央公民館、健康管理センターに回収ボックスを設置し、衣類等（綿50%以上で洗濯済のもの）を無料で回収していますので、資源の有効利用、ごみの減量化を推進するためご利用ください。

■問い合わせ 町民課住民グループ 01392-2-3131

